

お役立ち情報 by 保険代理店態勢整備研究所

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）について

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）が令和7年4月1日より開始されています。

【助成制度概要】

事業主が、雇用管理制度（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）、又は業務負担軽減機器等（従業員の直接的な作業負担を軽減する機器・設備等）の導入による雇用管理改善を行い、離職率の低下に取り組んで離職率低下の目標などを達成した場合に最大230万円（賃金要件を満たした場合は最大287.5万円）を助成する制度です

【主な受給要件】

助成金を受給するためには、事業主が、以下の措置を実施することが必要です。

1. 雇用管理制度等整備計画の認定

次の①～⑤の雇用管理制度又は業務負担軽減機器等の導入を内容とする雇用管理制度等整備計画を作成し、管轄の労働局の認定を受けること。

- ①賃金規定制度
- ②諸手当等制度
- ③人事評価制度
- ④職場活性化制度（メンター制度、従業員調査（エンゲージメントサーベイ）、lonlミ
ーティング）
- ⑤健康づくり制度

2. 雇用管理制度又は業務負担軽減機器等の導入

上記の(1)の雇用管理制度等整備計画に基づき、当該雇用管理制度等整備計画の実施期間内に、雇用管理制度又は業務負担軽減機器等を導入すること。

3. 離職率の低下目標の達成

上記の(1)、(2)の実施の結果、雇用管理制度等整備計画の期間の終了から1年経過するまでの期間の離職率を、雇用管理制度等整備計画を提出する前1年間の離職率よりも、1%ポイント以上に低下させることが必要です・(※)。

(※) 事業所の雇用保険一般被保険者数が9人以下の事業主の場合は、雇用管理制度等整備

計画を提出する前1年間の離職率を上回らないこと。

なお、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件が他にもいくつかありますので、詳細は以下を確認ください。

- ・パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001469528.pdf>

- ・リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001469167.pdf>

【本助成制度の助成内容・受給額】

導入が必要なメニュー		助成額 (※1)	上限額 (※1・※2)
A：雇用管理制度の導入	a 賃金規定制度(※3) (賃金表の整備)	40万円 (50万円)	80万円 (100万円)
	b 諸手当等制度 (資格手当等の導入)		
	c 人事評価制度 (人事評価制度の導入)		
	d 職場活性化制度 (メンター制度等の導入)	導入数に関わらず一律	
	e 健康づくり制度 (人間ドックの実施)	20万円 (25万円)	
B：業務負担軽減機器等の導入 (労働者の業務負担の軽減が図られる機器・設備等の導入)		対象経費(※4)の1/2 (62.5/100)	150万円 (187.5万円)

(※1) 括弧内の金額は、賃金要件(5%以上の賃上げ)を満たした場合の額

(※2) 上限額は、複数の雇用管理制度又は労働者の業務負担の軽減が図られる機器・設備等を導入した際の助成上限額

(※3) 「a 賃金規定制度」は中小企業が対象

(※4) 対象経費とは、機器・設備等の購入費用(購入価格)の他、設定費用、社員等に対する研修費用、機器・設備等の設置・撤去等の費用、リース契約及びライセンス契約等に係る費用を含む。

【具体的な活用事例】

①賃金要件加算なし

諸手当等制度(40万円) + 職場活性化制度(20万円) + 健康づくり制度(20万円)
= 合計 80万円

②賃金要件加算あり

賃金規程制度（50 万円）＋諸手当等制度（50 万円）＋雇用環境整備（対象経費の 1／2
（上限 187.5 万円）＝ 合計 287.5 万円

↓

【支給までの流れ】

①雇用管理制度等整備計画を策定

提出期間内に本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出・認定

↓

②雇用管理制度または業務負担軽減機器等の導入・実施

雇用管理制度等整備計画の実施期間内に導入・実施

↓

③離職率の低下目標を達成

雇用管理制度等整備計画期間の末日の翌日から 12 か月経過するまでの期間の離職率が、
目標値を達成していること

↓

④助成金の支給（最大 230 万円）

賃金要件を満たした場合は最大 287.5 万円の支給

【申請・問い合わせ先】

厚生労働省 人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292_00005.html

助成金の問い合わせ・申請先（都道府県労働局・ハローワーク）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html

弊社にて雇用管理制度等（各種人事制度）の導入のお手伝いが可能です。
助成金の活用と併せて、ご検討されてはいかがでしょうか。

保険代理店 経営 研究所

佐々木篤史（セブンスターズコンサルティング株式会社代表取締役）